

令和4年(ワ)第108号損害賠償請求事件について

太陽光発電事業に関する不許可処分による損害賠償請求事件については、事業関係者と和解が成立しましたので、報告します。

令和元年9月に事業者に対して太陽光発電設備設置の許可後、令和2年2月に町が事業を不許可とした小山地区における太陽光発電事業に係る不利益処分に関するもので、長期にわたり、事業関係者の皆さまをはじめ、町民の皆さまにも多大なご迷惑やご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。

本件は、事業者からの聴聞を実施せず、また、指導や助言等も行わず、「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例」に定めのない不許可処分を行ったことが不適法な行政処分であるとして、不服の申立てが行われたものです。町はこの申し立てを受け、事実を確認し、誤りを認め、不許可処分の取消しを行いました。事業者は、町の不適法な行政処分により損害を被ったとして、令和4年4月に松山地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。

以降、13回にわたり裁判の中で審理を重ねてまいりましたが、令和6年6月に裁判所から和解案が提案されました。町といたしましては、受任弁護士の見解および本町が原告に提出した最終回答書の内容を考慮すると、この和解案に応じることが最善の判断であるとし、和解案を受け入れることについて、議会承認を受け、9月18日に和解が成立しました。

再発防止に向けましては、職員に対して関係法令や条例などの遵守、理解を深めるための職員研修を行うとともに、愛南町職員コンプライアンス行動指針を策定し、職員に対しての行動基準等の周知徹底を図っており、今後二度とこのような事態を招くことのないよう職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

あらためて、事業関係者の皆さま、町民の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、深く反省し、心からお詫び申し上げます。

事件の経緯

事業者は、小山地区において太陽光発電事業を行うため、令和元年9月、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例に基づき、再生可能エネルギー発電事業審査依頼書を本町へ提出する
同月、事業者は、太陽光発電事業の許可を得て設置事業を開始する
令和2年1月下旬、小山地区から事業申請箇所の状況確認依頼があったことから、担当課職員が現地を確認する
造成工事に伴う災害の恐れや生活環境への影響を理由に令和2年2月21日付けで事業者に対し、不許可処分を通知する
令和2年9月2日、事業者は、この処分に関して、愛南町行政手続条例に基づく聴聞が実施されず、再エネ条例に基づく指導もなかったことは違法であるとし、町に不許可処分の取り消しを求める
本町は、不許可の行政処分に対して法的根拠はなく、想定での判断であったことや処分の違法性を認め、令和2年9月25日付けで事業者に対し、不許可処分の取り消しを行う
令和3年10月13日、事業者は不適法処分により損害を被ったとし、損害賠償を求め、松山簡易裁判所に調停申立書を提出する
令和3年12月13日、第1回民事調停
令和4年1月31日、第2回民事調停(調停不成立)

<p>事業者は、令和4年4月4日付けで松山地方裁判所に訴訟提起する</p> <p>【損害賠償請求の内容】</p> <p>○訴訟物の価格 17,024,281円およびこれに対する令和2年11月28日から支払済みまでの年5分の割合による金員</p> <p>○貼用印紙額74,000円</p>
令和4年6月22日～令和6年3月13日 進行協議・弁論準備手続(計12回)
令和6年5月14日、弁論準備手続の中で松山地方裁判所が和解を提案する
9月議会定例会に和解に関する議案を上程し、令和6年9月13日、承認、可決される
令和6年9月18日、原告と和解が成立する

和解の内容

- (1) 被告は、原告らに対し、不動産目録記載の各土地を事業場所とする再生可能エネルギー発電事業について、被告が原告らに対して令和元年9月13日付け再生可能エネルギー発電事業審査結果通知書により許可を行った処分(愛環発第342号-1、同第344号-1、同第345号-1、同第346号-1)に対して、被告が令和2年2月21日付け再生可能エネルギー発電事業審査結果通知書(再)(愛環発第342号-2、同第344号-2、同第345号-2、同第346号-2)により不許可処分を行った行為は、被告が行政手続上の手続を適法に行わず、かつ、同通知書記載の不許可理由が当時も存在せず、また現在までも存在しない事実を認め、改めて謝罪する。
- (2) 被告は、原告らに対し、前項記載の許可処分に関して、現時点で何ら問題が存在しないことを認める。
- (3) 被告は、原告らに対し、本件解決金として、330万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告は、原告らに対し、前項の金員を、令和6年10月18日限り、原告代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (5) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告らおよび被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

解決金330万円につきましては、10月31日(木)に清水雅文^{まさふみ}前町長からご寄付いただきました。

問：環境衛生課 電話：72-7316

お知らせ

行政評価委員会から答申書が提出されました

行政評価委員会では、令和5年度に実施された事務事業について、担当課へのヒアリングを含めた計3回の審議を行い、砂田陽子^{ようこ}委員長と大西浩樹^{ひろき}副委員長より11月14日(木)に中村維伯^{まさのり}町長へ答申しました。

- 1 出産子育て支援金交付事業
- 2 高齢者タクシー利用助成事業
- 3 愛南町観光振興等イベント補助事業
- 4 家庭の防災力強化補助事業
- 5 移住促進事業

なお、答申した事務事業の評価およびその結果を踏まえた町長の評価については、町ホームページで公開しています。

行政評価とは

政策および事務事業について、その効果や効率性、必要性を評価し、その結果を今後の政策立案や予算編成に反映していく手法です。



愛南町
ホームページ



問：企画財政課 政策推進室
電話：73-7075

募集

町営住宅の入居者募集

現在、空室となっている町営住宅の入居者を募集します。



1. 公営住宅

種別	管内	住宅名称および所在地	構造 築年月	間取り	月額家賃	駐車場	地デジ 受信	単身 入居
公営住宅	御荘	八幡野団地A-1棟(3階11号室) 御荘平城1448番地	RC造4階建 昭和50年	3DK 49.20㎡	8,800円～ 13,100円	有	○	可
		東猪ノ尻団地北棟(2階206号室) 御荘平城2490番地I	RC造3階建 昭和62年	3DK 60.80㎡	15,600円～ 23,200円	有	○	
		猪ノ尻西団地A-1棟(3階305号室) 御荘平城2404番地	RC造3階建 昭和52年	3DK 53.70㎡	10,800円～ 16,200円	有	○	可

※テレビ難視聴地域ですので、ケーブルテレビ等への加入が必要です。

単身での申し込みができるのは、年齢が60歳以上もしくは障害者手帳を所持している方が単身入居可の住宅に申し込む場合のみとなります。

2. 特定公共賃貸住宅

種別	管内	住宅名称および所在地	構造 築年月	間取り	月額家賃	駐車場	地デジ 受信	特記 事項
特定公共賃貸住宅	城辺	猿田団地(1階105号室) 城辺甲3851番地I	RC造3階建 平成7年	2LDK 73.98㎡	53,000円	有	○	
		猿田団地(2階202号室) 城辺甲3851番地I		3LDK 76.46㎡		有	○	
	西海	久家団地(1階103号室) 久家23番地I	RC造3階建 平成8年	3LDK 94.94㎡	37,000円	有	※	
		久家団地(2階203号室) 久家23番地I				有	※	
		久家団地(3階301号室) 久家23番地I				有	※	

※テレビ難視聴地域ですので、ケーブルテレビ等への加入が必要です。

公営住宅・特定公共賃貸住宅いずれも入居には原則、連帯保証人が2人必要となり、敷金は月額家賃の3カ月分、共益費は別途必要です。なお、入居まで多少時間のかかる住宅もあります。

▶ 申込受付期間 2月10日(月)～2月19日(水)

▶ 申込方法 団地(住宅)ごとの申し込みとなり、役場本庁建設課または各支所で入居申し込み手続きが行えます。入居資格や収入基準(月額所得)など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

問：建設課 電話：72-7313



**さ～て！今月のかんきょうかわら版は～！
『廃食用油の回収にご協力ください』**



町では、環境保護と資源の有効利用を目的に、ご家庭で使用した天ぷら油などの植物性廃食用油の回収を行っています。回収した廃食用油は、再資源化事業者により、バイオディーゼル燃料などに精製され、資源として活用いただいています。廃食用油を持ち込みする場合は、天かす等の固形物はこして取り除き、油が入っていた容器(びん・缶は不可)またはペットボトルに入れ、しっかりと蓋をしてください。



▶ 回収場所 役場本庁、各支所、各公民館に設置している回収ボックスまでお持ちください。 **問**：環境衛生課 電話：72-7316

お知らせ

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利です

4つのお得

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得!
(クレジットカード納付の割引額は納付書と同額)
4. 前納は年度の途中からまとめて振替することができます。

●まとめて前払い(前納)を令和7年2月に申し込み
みする場合

「6カ月前納(最大6カ月:4月~9月)」

「1年前納(最大12カ月:4月~翌年3月)」

「2年前納(最大24カ月:4月~翌々年3月)」

問: 町民課 電話: 72-7300
宇和島年金事務所
電話: 0895-22-5440



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

松井正彦さんと井村光男さん 人権擁護委員に就任

令和7年1月1日付けで、法務大臣から松井正彦さんと井村光男さんが人権擁護委員を委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの街の相談パートナーです。

暮らしの中での悩みや心配ごと、困りごとのある方は、人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談希望の方はお近くの法務局または人権啓発室までお問い合わせください。

問: 人権啓発室 電話: 72-1530

お知らせ

令和6年度愛南町防災・事前復興フォーラムを開催します

町では、南海トラフ巨大地震等の大災害が発生した場合、被災後の適切かつ迅速、円滑な復興に資するとともに、安全・安心、魅力的なまちづくりにつなげていくため、令和5年度より事前復興の取り組みに向けた検討を進めています。

その取り組みのひとつとして、「若い世代とともに、“住み続けたい街”を創造し、きらめく愛南を未来へ」をテーマに愛南町防災・事前復興フォーラムを開催します。

参加は自由ですので、お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

- ▶日時: 2月22日(土)13:00から15:30まで(予定)
- ▶場所: 御荘文化センターホール
- ▶プログラム: 取組報告、講演、パネルディスカッション

お知らせ

消防ポンプ自動車が無償貸付されました

総務省消防庁より、一本松方面隊第1分団一本松支部に救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車(5t未満)が無償貸付されました。

この車両は、消防団の実践的な教育訓練を通じて災害対応能力の強化を目的としており、その一環として救助用資機材等を搭載した車両となります。今後発生が危惧される大規模災害等に備えて、日々の訓練に活用します。



問: 消防本部庶務課 電話: 72-0112

お知らせ

御荘文化センターから 館内での飲食についてお知らせします

御荘文化センターでは、利用内容の見直しを行い、大研修室等をご利用の際に飲食ができるようにしました(飲食で発生したゴミは各自でお持ち帰りをお願いします)。

なお、ホールおよび図書室での飲食は引き続きご遠慮いただいております。

詳しくは、御荘文化センターまでお問い合わせください。

問: 御荘文化センター 電話: 73-1111

お知らせ

2月1日(土)から「あいなんバス本網代・柏線」時刻表を改正します

宇和島バス(御荘・城辺方面行き)との接続を確実にするため、2月1日(土)から、あいなんバス「本網代・柏線」の時刻表を次のとおり改正します。

■改正内容(柏→本網代3便目)

(改正前) 14:35 柏発 → 14:42 鳥越トンネル → 15:18 本網代着

(改正後) 15:00 柏発 → 15:07 鳥越トンネル → 15:43 本網代着

※宇和島バスが、令和6年10月1日付で時刻表を改正し、鳥越トンネルバス停における宇和島バスとあいなんバス3便目の発着時刻(14:42)が同じであり、乗り継ぎが出来ない恐れがある為、あいなんバス3便目時刻表を改正します。

※改正後の時刻表は、役場本庁・各支所・またはホームページに掲載していますので、ご確認ください。ご不明な点があれば、役場本庁総務課にお問い合わせください。

問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ



募集

臨時運転手の募集についてお知らせします

総務課が管理するマイクロバスなどの臨時運転手を募集します。運転する車両はマイクロバス3台および普通車4台の計7台です。

申し込み者の中から選考して決定するため、申請のあった方すべてを採用するとは限りません。募集要件がありますので、ホームページをご確認いただくか、役場本庁総務課までお問い合わせください。

※あいなんバスおよびスクールバスの運転手ではありませんので、ご注意ください。

▶申込期間 2月3日(月)から28日(金)まで 問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

子どもの居場所内覧会についてお知らせします

令和7年4月、御荘夢創造館の隣に新しい子どもの居場所ができます。「子どもの居場所」は、愛南町の子どもたちが、友達と遊んだり、宿題をしたり、ひとりでゆっくり読書したり、安全に安心して過ごせる居場所の一つです。

開所に先立ち、内覧会を行いますので、興味のある方はぜひご来場ください。

▶日時：2月15日(土)10:00~16:00 問：保健福祉課 子育て支援室 電話：73-7135



パパママ必見！ 子育てをサポートする情報満載！

今月は、新たな子育て支援事業「愛南町中学校通学用カバン等補助事業」についてお知らせします。

この事業では、中学校に入学する児童を対象に、通学用カバン等の購入に係る費用を1万円まで補助します！通学用カバンだけでなく、学校指定の制服や体操服などを購入する際に利用することができます。

詳しくは子育て支援室までお問い合わせください。

補助対象者	中学校入学予定児童の保護者 ※4月の中学校入学時に、愛南町に住所がある方
補助額	児童1人あたり1万円(利用券1,000円×10枚)
利用方法	【町内に進学する場合】 利用券を登録店舗に持参し、製品を購入します。利用券分を差し引いた金額で購入することができます。 【町外に進学する場合】 進学先の通学用カバン等を取り扱う店舗で製品を購入し、領収書(原本)に取扱店が分かる書類を添えて、子育て支援室へ直接請求してください。

問：保健福祉課 子育て支援室 電話：73-7135

お知らせ

「元気歯つらつコンクール」入賞

12月2日(月)、城辺保健センターで、自分の歯が20本以上ある80歳以上の方を対象とした「令和6年度元気歯つらつコンクール」表彰式が行われ、町内受賞者5人に賞状が手渡されました。

受賞した尾崎許見さんは、「必ず寝る前には10分間歯磨きをしています。3本の親知らずを含め31本ある歯の健康を90歳まで維持したい」と話し、夫婦で受賞した坂本芳一さんと紅子さんは「定期的な歯科検診はもちろんのこと、洗面所には常に2種類の歯磨き粉を置いているので、その日の気分でごっちを使うか選りながら歯磨きを楽しんでいる」と話し、笑ったときに見える白い歯が眩しく輝いていました。

歯の健康は全ての健康につながります。これからもお元気で、食べる楽しみを持ち続けてください。



【入賞者】左から 尾崎許見さん、坂本紅子さん、坂本芳一さん、森岡眞由美さん、山木勝廣さん

問：保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ

歯の健康づくり優良校を紹介します

町では、健康増進計画と食育推進計画に基づいて、乳幼児期から歯の健康づくりに取り組んでいます。各保育所、幼稚園、各小・中学校の歯科検診の結果、むし歯ゼロ率が高い保育所、学校を紹介します。

【歯の健康づくり優良校(むし歯ゼロ率)】

保育所、幼稚園の部	・ 柏保育所(100%) ・ 船越保育園(100%) ・ 御荘保育所(83.3%)
小学校の部	・ 緑小学校(100%) ・ 篠山小学校(100%) ・ 福浦小学校(100%) ・ 船越小学校(100%)
中学校の部	・ 一本松中学校(96.5%) ・ 御荘中学校(93.1%)

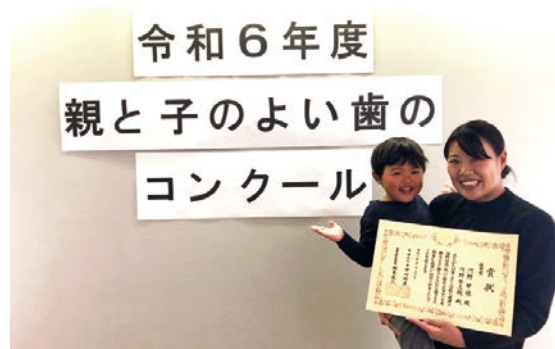
問：保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ

親と子のよい歯のコンクール表彰式

11月24日に松山市の愛媛県歯科医師会館で「親と子のよい歯のコンクール」表彰式が行われ、令和6年度優秀賞に選ばれた河野早穂さん、景志朗くん親子に愛媛県歯科医師会会長より賞状が授与されました。

県での優秀者として表彰を受けた河野さん親子は、「これからも親子で毎日の歯みがきや歯科医院での定期受診など、歯と口腔の健康づくりに努めていきたい」と話しました。



問：保健福祉課 電話：72-1212

募集

行政改革推進委員会委員を募集します

町では、行政改革推進委員会委員の委員を公募しています。

なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

▶職務の内容

町の業務効率化や新規政策などの提案を委員会において審議します。委員会は、年間3回程度開催し、実施すべき提案について提言書に取りまとめ、町長へ提出します。

▶報酬等の条件

日額7,000円(交通費支給)

▶公募数 委員定数10人のうち、4人

▶任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

▶応募資格

- 1 町の行政改革に関心のある方
- 2 町内に住所を有する方または町内の事業所に勤務している方で20歳以上の方

▶募集期間

2月14日(金)~3月14日(金)

問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ

行ってこーわい!
愛媛の健診

愛南町からのお知らせ

令和7年度 がん検診・健康診査のご案内

受診までの流れ

お申し込みいただいた方は、健診日当日忘れずに受診してください。

STEP

1

受ける健診を決める

がん検診

同封の申込書を確認し、「※」のない検診の中からお選びください。
20歳以上の女性・40歳以上の男性の方(保険種別にかかわらず)が対象です。

健康診査

対象となる方は以下の通りです。

- 40~74歳の国民健康保険加入者・国保以外の被扶養者
- 後期高齢者医療保険加入者
- 40歳以上の生活保護受給者
- 30~39歳で職場健診が受診できない方

STEP

2

受診方法を選ぶ

健康診査や各種がん検診等を地域会場で受ける

集団健診

※歯周疾患検診は個別健診のみ

STEP ③へ

健康診査・子宮頸がん・歯周疾患検診を医療機関で受ける

個別健診

※30~39歳の方・国保以外の被扶養者の健康診査は集団健診のみ

4月1日以降に電話でお申し込みください

集団健診の申込方法

STEP

3

申込書・WEB・電話のいずれかで申し込む

申込書を提出する

申込締切: 令和7年2月28日(金)まで

提出先: 城辺保健福祉センター、保健福祉課、各支所、公民館

WEB予約(24時間対応)

申込締切: 希望する健診日の約6週間前まで
右記二次元コードより予約できます。

電話予約

申込締切: 希望する健診日の約6週間前まで

健診予約ダイヤル

☎0120-489-355

(平日9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く)

個別健診に申し込む場合

保健福祉課 ☎ 73-7400

または ☎ 72-1212

(平日9:00~12:00 13:00~17:00 土日・祝日を除く)

申込書または電話で申し込みをされた方は申し込み後、健診日の約2週間前に発送する「健診のお知らせ」にて健診日をご確認ください。

【健診費用】 **無料**【当日の持ち物】 ■ 健康保険証またはマイナ保険証、資格確認書のいずれか
■ 「健診のお知らせ」と記載の茶色の封筒一式*

※健診日の1週間前になってもお手元に届かない場合は、保健福祉課(☎72-1212)へお電話ください。